

【参加確認票】 Q 1 ~ 3 (ミニテスト) 回答

Q1 : 従前は、利用者等に個別支援計画を交付していましたが、令和6年4月1日から利用者等に加え、個別支援計画を交付する必要がある機関はどこか。(必須)

- (1)指定特定(障害児)相談支援事業所
- (2)広島県障害者支援課
- (3)支給決定市町
- (4)一般相談支援事業所

Q2 : 令和6年4月1日から虐待防止措置未実施減算が適用されますが、各事業所が講ずる必要のある措置3つすべてを選択してください。(必須)

- (1)委員会を定期的を開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底すること
- (2)研修を実施すること
- (3)指針を整備すること
- (4)担当者を置くこと
- (5)研修訓練を行うこと
- (6)情報公表をホームページ等で行うこと
- (7)身体拘束の3要件を周知すること

Q3 : 労働法規上の就業規則で任用要件、賃金体系、昇級の仕組み又は定期に昇給を判定する仕組みを整備し、職員に周知する必要があるキャリアパス要件の区分2つを選択してください。(必須)

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5